

令和6年度 事業者向け電子契約説明会 質問・回答

| 質問 | 回答 |
|---|---|
| <p>今回の説明会の出席者は6社のみですが、どうとらえているか。また、事業の推進をしたいのであれば周知の仕方を考え直すべきではないか。</p> | <p>電子契約は契約方法のひとつであり、選択肢が増えました。導入にあたり、多くの方にご覧いただける町のホームページ、新聞へ掲載し関心のある6社にご参加いただきました。今回参加できなかった方や今後利用を検討している方に向けて、説明会の内容をホームページへ掲載します。不明点につきましては、まちづくり政策課財政係へお問い合わせ下さい。</p> |
| <p>2月1日から始まった電子契約の実績件数及び業種別の件数を教えてください。</p> | <p>10社・15件です。内訳は、工事10件、委託3件、使用が2件となります。</p> |
| <p>契約書のフローでは、MS明朝、12ポイントの指定をしておりますが、(案)では、そのようになっておりません。</p> | <p>文体及びポイント指定を無くしました。</p> |
| <p>電子契約できるものとできないものをお示しいただきたい。</p> | <p>電子契約できるものは、建設工事請負、委託、物品購入、単価契約、賃貸借です。また、できないものは、土地の売買、協定書、長期継続契約、自動更新規定等は、永年保存になりますので、従来通り紙の契約書で作成をお願いします。※電子契約のタイムスタンプ付与期間が10年の為です。契約金額が50万円未満の請書については、契約書の形で申請をお願いします。</p> |
| <p>契約書は電子になったが、その他の書類は電子になるのか。また書類の提出期限は何日以内か。</p> | <p>契約書のみ電子になりましたが、その他の書類等については、従来通り紙での提出をお願いします。また、提出は5日以内をお願いします。</p> |